

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2022-018752	YOHJI YAMAMOTO	9 Z (拒絶)	商標法4条1項8号	

<審決要旨>

(1) 「YOHJI YAMAMOTO」の文字よりなる本願商標は、人の「氏名」をローマ字表記したものとみるのが相当である。

(2) 第4条第1項第8号の趣旨は、人格的利益を保護することにあると解される。したがって、同号本文に該当する商標につき商標登録を受けようとする者は、他人の人格的利益を害することがないよう、自らの責任において当該他人の承諾を確保しておくべきものである（最高裁平成15年（行ヒ）第265号同16年6月8日第三小法廷判決）。

(3) 自己の「氏名」であれば、それがローマ字表記されたものであるとしても、その「氏名」を承諾なしに商標登録されることは、同人の人格的利益を害されることになると考えられる。したがって、同号の「氏名」には、ローマ字表記された氏名も含まれると解される（知財高裁平成31年（行ケ）10037号令和元年8月7日判決）。

(4) 実際に「ヤマモトヨウジ」と読まれる「山本洋二」や「山本洋司」といった者が存在し、その存在は本件審決の時点でも、確認することができ、それら他人の承諾を得ているとは認められないものである。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-000101	NOMERU	30 Z (拒絶)	商標法3条1項3号	

<審決要旨>

(1) 「NOME RU」の文字に接する取引者、需要者は、これを「飲める」の語をローマ字表記したものと認識するとみるのが相当である

(2) 本願商標の指定商品を含む食品を取り扱う分野では、通常はそのまま飲むことはしない商品であっても、「飲める（飲むことができる）」ことを特徴とする商品が製造・販売されており、そのような商品の広告において「飲める」ことをうたっていることが認められる。

(3) そうすると、本願商標を、その指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、当該商品が「飲むことができる商品」であること、すなわち、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示したものとして認識するというべきである。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-004256	ZEN大学	9, 16, 25, 38 , 41, 4 2 Y (登録)	商標法4条1項7号	

<審決要旨>

(1) 「大学」の文字とを組み合わせた構成からなるものであるとしても、これに接する取引者、需要者をして、直ちに学校教育法に基づいて設置された大学の名称と誤認を生じさせるおそれがあるとはいえないものである。

(2) 「Z E N」の文字は、その構成文字に相応して、「ゼン」の読みが生じるものであるところ、日本語辞典において「ゼン」と読む語には、「禪」の語のほか、「全」、「前」、「善」、「然」、「漸」、「膳」の語が載録されている。そうすると、「Z E N」の文字から、直ちに「禪」等の語を認識し、特定の意味が理解できるものとはいえないものである。

(3) よって、本願商標は、これに接する取引者、需要者をして、直ちに学校教育法に基づいて設置された大学の名称と誤認を生じさせるおそれがあるとはいえないものである。

審判番号	本願商標	類	結論	適用条文と要旨
不服2023-010601		9, 35	Z (拒絶)	商標法第4条第1項第11号 

<審決要旨>

引用商標は、その構成中の図形部分を分離抽出し、これを要部として本願商標と比較でき、よって、引用商標から「青色の十字形」の観念が生じ、特定の称呼は生じない。

(1) 本願商標に接する需要者及び取引者は、直ちに「青色の十字形」を表したものと理解するというのが相当であり、その構成に相応して「青色の十字形」の観念が生じ、特定の称呼は生じないものである。

(2) 本願商標と引用商標の要部である図形部分とを比較すると、両者は、いずれも青色に彩色された十字形であり、また、その青色の濃さ、線の太さや長さなどの配分が非常に近似するものであることから、外観において極めて似通った印象を与えるものである。

(3) 称呼において比較することができないとしても、本願商標と引用商標の要部である図形部分とは、いずれも青色に彩色された十字形を含む構成からなることから、極めて近似した印象を与えるものであり、また、「青色の十字形」の観念を共通にするから、外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、相紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である。